

地域の子どもの福祉のための助成 助成要綱

社会福祉法人 兵庫県共同募金会
神戸市共同募金委員会

(趣 旨)

第1条 この要綱は、兵庫県共同募金会（以下「県共募」という。）および神戸市共同募金委員会（以下「市共募」という。）が、中央共同募金会を通じて、株式会社ダイヘンから寄せられた寄付金を財源とし、地域の子どもの福祉のための助成事業を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(助成の目的)

第2条 児童福祉施設や児童福祉の推進を図る団体（以下「団体等」という。）による地域の児童福祉事業に対して助成を行うことにより、子どもの貧困や虐待防止等、児童福祉の推進を図ることを目的とする。

(助成対象事業)

第3条 別途、地域の子どもの福祉のための助成募集要項に定めた事業とする。

(助成対象団体等)

第4条 本助成の対象は、次のすべてを満たすこととする。

- (1) 子どもの貧困や虐待防止等児童福祉の推進を図ることを目的に活動する児童福祉施設や団体であること。法人格の有無は問わない。
- (2) 営利を目的としない団体等であること。
- (3) 前年度までに設置または結成されている団体等であり、当年度の「地域の子どもの福祉のための助成募集要項」発出時点において継続して活動を実施していること。
また、前年度に概ね月1回以上、もしくは年12回以上の活動を行っている団体等であること。

(助成対象外の団体等)

第5条 第4条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体等は助成対象外とする。

- (1) 特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体等、反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある団体等。

※反社会的勢力に該当する団体等とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体等をいう。

- (2) 本会または関連する支援団体や行政機関等の助成金、補助金、委託金、事業報酬等に関して、過去1年以内にこれら交付金等の取り消し、処分等を受けている団体等。

(助成額)

第 6 条 助成額は、当年度の寄付額に応じた予算の範囲内で設定する。

(助成対象経費)

第 7 条 助成対象経費は、団体等が直接実施する事業の経費のうち、別表 1 に掲げる経費とする。

なお、他の助成金の交付を受けている事業の場合は、本助成金の対象経費のうち他の助成金と重複しない経費のみ対象とする。

(助成申請)

第 8 条 団体等は、助成申請書等必要な書類を市共募が定める期日までに、市共募に提出するものとする。

(助成の審査及び助成決定)

第 9 条 助成は、市共募による団体等への聴取と審査を経て、県共募の承認により決定する。助成決定した内容は、助成申請をした団体等に対して市共募より速やかに通知する。

(助成金の交付)

第 10 条 助成金の交付が決定した団体等は、助成金請求書を市共募に提出する。助成金の交付は、団体等が指定する口座へ県共募から振り込みを行う。

(事業内容の変更)

第 11 条 助成を受ける団体等が、やむを得ない事情により助成金の使途を変更する場合は、別途助成変更申請書を市共募に提出し、県共募の承認を受けなければならない。

(事業報告)

第 12 条 助成を受けた団体等は、事業完了後、市共募が定める期日までに所定の報告書と必要書類を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第 13 条 県共募及び市共募は、必要に応じて対象となる助成対象事業に関して調査を行うことができる。助成団体等が事業を実施するにあたり、次のいずれかに該当する場合は、県共募及び市共募は、助成決定を変更もしくは取り消し、助成金の一部もしくは全額を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正行為により、助成金の交付を受けたと判断した場合。
- (2) 本助成金と同一の対象経費に対し、他の助成制度を併用する等で重複した場合。
- (3) その他、この要綱に違反した場合。

(個人情報の取扱い)

第14条 申請書等に記載された個人情報は、本事業のために使用し、県共募及び市共募はこれを適正に管理する。

(その他)

第15条 本要綱に定めるもののほか、本助成金について必要な事項は、「地域の子どもの福祉のための助成募集要項」で定める。

附則

この要綱は、令和5年9月22日より施行する。

この要綱は、令和6年10月1日より施行する。

この要綱は、令和7年10月1日より施行する。

この要綱は、令和8年10月1日より施行する。

別表 1

費 目	詳 細
備 品 整 備 費	事業実施のために必要な備品の購入費 ※但し備品等の老朽化に伴う購入費は対象外
拠 点 整 備 費	事業実施のための設備等の改修費 ※但し設備等の老朽化に伴う改修費は対象外
会場費・会議費	事業実施のための会場使用料や打合せ等の会議実施に要する費用
旅 費 交 通 費	外部講師の旅費やボランティアの交通費等
通 信 運 搬 費	事業実施のための郵送費、通信費、宅配便代等
印 刷 製 本 費	コピー代もしくは印刷物の作成費
消 耗 品 費	事業実施のための材料費等の物品購入費
保 険 料	行事保険料、ボランティア保険料
謝 金	講師、ボランティア等への謝金 (但し助成対象事業の実施に該当することが明確であるもの)

※なお以下のような費用は原則として対象外とする。

- ・団体等の運営に伴う経費（団体等構成員の賃金や役員経費、事務所の管理費や借上費等）
- ・団体等構成員の飲食代